

## 指定管理者候補者の選定結果について

### 1 対象施設

名 称 飛驒市古川味処施設

指定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

### 2 申請団体 味処古川協会

### 3 選定の経過（飛驒市指定管理者選定委員会開催日）

令和5年度第5回指定管理者選定委員会 令和5年11月8日（水）

申請団体面接、資格等、基準、提案内容に係る審査

### 4 選定方法

申請団体から提出された書類の審査及び団体代表者の面接を行い、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第272号）第3条の規定による審査基準に基づき、委員長を除く5名の選定委員による採点を行い、その平均点をもって当該団体の得点とした。この結果を踏まえ、委員会において協議し、総合的な判断で候補者を決定した。

### 5 選定結果

指定管理者候補者 味処古川協会

【飛驒市指定管理者選定委員会審査集計表】

審 査 項 目	配 点	候 補 者
1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	(5点)	(3.40)
① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	5	3.40
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(35点)	(21.60)
① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。	10	5.00
② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	10	6.00
③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。	5	4.20
④ 地域住民等との協働の効果を活かした運営が期待できること。	10	6.40
3 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。（表7付表を添付）	(20点)	(12.20)
① スタッフの配置及び教育が充実していること。	10	5.60
② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	10	6.60
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	(20点)	(5.20)
① 市が支払う管理費用の総額が安価であること。	0	0.00
② コスト縮減の方策が適切であること。	10	5.00
③ 売上げを伸ばすための方策が適切であること。	10	5.20
5 地域資源を活用した都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るための拠点としての機能を整備・充実させるものであること。	(20点)	(13.80)
① 施設の魅力を高める取り組みや提案がされていること。	10	6.80
② 周辺施設や地域団体との連携、特産品の活用など、地域活性化や産業振興に繋がる提案がされていること。	10	7.00
合 計	100点	61.20

※ 合計は端数処理の関係で一致しないことがある

※ 委員長は採点に加わっていない

### 6 選定委員会委員

No.	職 名	選 出 区 分
1	委員長	飛驒市副市長
2	副委員長	飛驒市総務部長
3	委員	奥飛観光開発株式会社 代表取締役常務
4		ひだ経営コンサルティング
5		社外社員計画株式会社 代表取締役
6		神岡商工会議所 中小企業相談所 所長

**指定管理施設「飛騨市古川味処施設」  
に係る応募内容審査結果内訳表**

審査日：R5.11.8

審査項目		配点	評価点数					平均
			A	B	C	D	E	
味 処 古 川 協 会	1 施設の平等利用	(5点)	3.00	4.00	3.00	3.00	4.00	3.40
	2 施設の効用発揮	(35点)	19.00	32.00	22.00	17.00	18.00	21.60
	3 管理能力を有すること	(20点)	13.00	17.00	12.00	10.00	9.00	12.20
	4 管理経費の縮減	(20点)	10.00	17.00	8.00	10.00	6.00	10.20
	5 地域活性と産業振興を図るための 拠点として機能の整備・充実	(20点)	12.00	19.00	13.00	10.00	15.00	13.80
	合 計	(100点)	57.00	89.00	58.00	50.00	52.00	61.20

※上記表の順番は 前ページの「6 選定委員会委員」の順番とは異なる

※委員長は採点に加わっていない